

第9期介護保険事業計画策定 に向けた取組(案)

第9期計画策定に向けた各種調査の実施

1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(全国共通)

- ・目的
要介護状態となる前の高齢者について、要介護状態となるリスクの発生状況やリスクに影響を与える日常生活(社会参加)の状況を把握し、地域課題を特定する。
介護予防事業や生活支援サービスの体制づくりの実態把握・事業評価を行う。
- ・調査対象者
要介護認定(要介護1～5)を受けていない65歳以上の人(悉皆調査)
- ・調査方法、調査区域の設定
郵送配布(回収)、旧小学校区(18地域)
- ・調査実施時期
令和4年11月～12月(予定)【基準日令和4年10月31日】
- ・調査項目
国が示す調査項目(第8期:64項目)+市独自の調査項目(第8期:17項目)
- ・集計分析、まとめ
令和5年1～3月(予定)

- ・業者の選定
令和4年度予算:6,765千円

- ・第8期事業計画時の調査状況
調査対象者:10,139人:回収7,352人、回収率72.5%
調査期間:令和元年12月1日～令和元年12月20日(基準日 令和元年10月31日)

2 在宅介護実態調査(全国共通)

- ・ 目的

地域マネジメントや保険者機能の強化が重視される中で、「高齢者等の在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」に有効なサービス利用のあり方やサービス整備の方向性を検討する。

- ・ 調査対象者

要支援・要介護認定を受けている方で、更新・区分変更申請で認定調査を受けた在宅の人(第8期:372人)

- ・ 調査方法

認定調査員による聞き取り調査

- ・ 調査実施時期

令和5年2月～7月(予定)

- ・ 調査項目

国が示す調査項目(第8期:14項目) + 市独自項目(今後の生活の場所・在宅医療利用状況etc.)

- ・ 集計分析、まとめ

令和5年7～9月(予定)

- ・ 第8期事業計画時の調査状況

調査対象者:282人

調査期間:令和2年1月21日～令和2年8月31日

3 介護支援専門員による事業評価アンケート（市独自）

- ・ 目的

市が実施する介護保険事業（地域支援事業）及び高齢者福祉事業がより充実したものになるよう、介護支援専門員から、介護保険サービスを利用する高齢者の実態や市の施策（事業）に対しての意見・要望を把握する。

- ・ 調査対象者

市内事業所に勤務する介護支援専門員

【小規模多機能型居宅事業所含む）サービスの実際にケアプランを作成している職員】

- ・ 調査方法

郵送配布（回収）

- ・ 調査実施時期

令和4年10月～11月（予定）（旧町単位で開催しているケアネットにて説明し、周知）

- ・ 集計分析・まとめ

令和4年12月～令和5年1月（予定）

- ・ 調査項目

①施設入所が好ましいと思われる人数 ②施設入所を意識する要因 ③医療連携・退院支援の状況 ④スキルアップ研修に対する意見 ⑤介護保険制度の改正についての意見 ⑥市の施策に対する要望
⑦国東市単独事業について【事業評価シートにある事業】

- ・ 第8期事業計画時の調査状況

調査対象者：18事業所 45人

調査期間：令和元年11月～令和元年12月

4 地域福祉団体(関係者)アンケート調査 (市独自)

【民生・児童委員、元気健やかサロン団体、体操普及リーダー養成講座受講者】

・目的

市内の高齢者支援を担う地域福祉団体(関係者)を対象に、団体の取組み状況や、地域の活動等に関するアンケート調査を行い、地域支援事業(一般介護予防)に関する認識や理解しているか、また事業に対する意見、意向を把握する。

・調査対象機関

民生・児童委員(任期11月まで)、健やかサロン、週一元気アップ教室

・調査方法

郵送配布(回収)

・調査実施時期

令和4年10月～11月(予定)

・集計分析・まとめ

令和4年12月～令和5年1月(予定)

・調査項目

取り組んでいくことに対して要望、思い。活動を通して見える地域の状況や課題等。自由意見

・第8期事業計画時の調査状況

民生・児童委員アンケート調査

調査対象者:119人

調査期間:令和元年11月7日～令和元年11月30日

元気健やかサロン団体アンケート調査

調査対象者:219団体

調査期間:令和元年12月11日～令和2年1月20日

体操普及リーダー養成講座受講者

調査対象者:436人

調査期間:令和元年12月11日～令和2年1月20日

5 要介護(要支援者)認定者、認知症高齢者の居住地の実態調査 (市独自)

- ・目的
要支援・要介護認定を受けている人がどこで生活をしているか把握し、介護福祉施設の必要性を把握する。
- ・調査対象
要介護(要支援)認定者、認知症高齢者
- ・調査方法
令和4年10月記載事業月報抽出データ、受給者別給付状況一覧表等により抽出
- ・調査実施時期
令和4年10月～11月(予定)
- ・集計分析・まとめ
令和4年12月～1月(予定)

- ・第8期事業計画時の調査状況
調査対象者: 1, 978人
調査期間: 令和元年10月1日～令和元年10月30日

6 介護職員等雇用状況実態調査（市独自）

- ・目的
不足する介護人材を確保するための方策を検討するため、介護職員（訪問介護員を含む）の雇用状況の実態を把握する。
- ・調査対象機関
市内の介護保険施設及び居宅介護サービス事業所
- ・調査方法
郵送配布（回収）
- ・調査実施時期
令和4年8月～9月（予定）【基準日：令和4年7月】
- ・調査項目
①年齢階層別・性別・雇用形態別雇用者数 ②過去1年間の年齢階層別採用者数及び離職者数 ③介護職員等の離職防止及び定着を図るために取り組んでいる方策 ④介護職員等の賃金体系 ⑤行政からの支援策etc.
- ・集計分析・まとめ
令和4年10月～令和5年1月（予定）
- ・調査内容
利用定員及び利用者数、採用者・離職者数、離職防止及び休暇制度、公的助成制度、賃金体系等）

- ・第8期事業計画時の調査状況
調査件数：41件
調査期間：令和元年9月17日～令和2年1月8日

7 介護サービス事業意向調査（市独自）

・目的

第9期計画期間(令和6年度～令和8年度)における介護保険サービス等の参入意向を把握し、市の整備計画に反映させる。

・調査対象機関

市内の介護保険施設及び居宅介護サービス事業所

・調査方法

郵送配布(回収)

・調査実施時期

令和4年8月～9月(予定)

・集計分析・まとめ

令和4年10月～令和5年1月(予定)

・調査項目

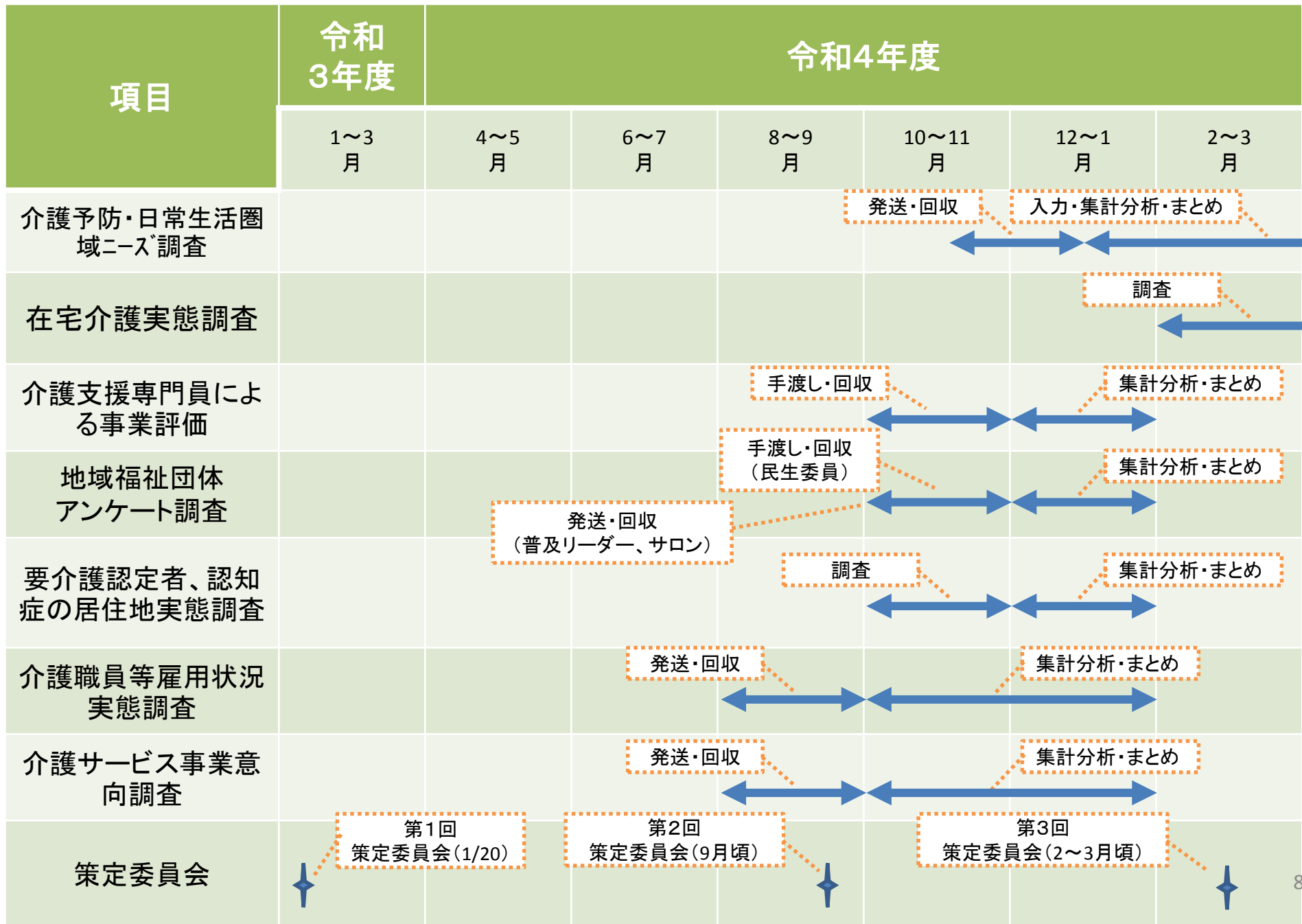
①新規参入意向 ②定員変更、サービス転換意向 ③介護保険サービス以外の福祉サービス参入意向

・第8期事業計画時の調査状況

調査件数:18事業所

調査期間:令和元年8月1日～令和元年8月30日

国東市の第9期介護保険事業計画策定スケジュール



その他

介護職員処遇改善支援補助金について

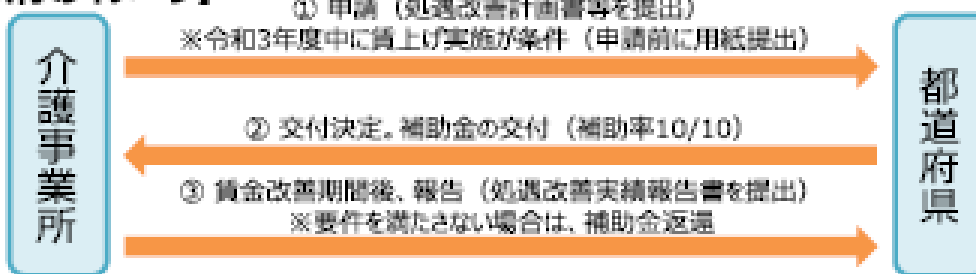
- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づき、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、令和4年2月から前倒して実施するために必要な経費を都道府県に交付する。
- 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

- ◎ **対象期間** 令和4年2月～9月の賃金引上げ分(以降も、別途賃上げ効果が継続される取組を行う)
- ◎ **補助金額** 対象介護事業所の介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに介護職員数(常勤換算)に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。
- ◎ **取得要件**
 - ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所(現行の処遇改善加算の対象サービス事業所)
 - ・ 上記かつ、令和4年2・3月(令和3年度中)から実際に賃上げを行っている事業所(事業所は、都道府県に賃上げを実施した旨の用紙を提出。メール等での提出も可能)
 - ・ 賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3以上は介護職員等のベースアップ等(※)の引上げに使用することを要件とする(4月分以降、基本給の引き上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響を考慮しつつ、就業規則(賃金規程)改正に一定の時間を要することを考慮して令和4年2・3月分は一時金による支給を可能とする。)
 - ※ 「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」
- ◎ **対象となる職種**
 - ・ 介護職員
 - ・ 事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- ◎ **申請方法** 各事業所において、都道府県に介護職員・その他職員の月額の賃金改善額を記載した計画書(※)を提出。
※月額の賃金改善額の総額(対象とする職員全体の額)の記載を求める(職員個々人の賃金改善額の記載は求めない)
- ◎ **報告方法** 各事業所において、都道府県に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書(※)を提出。
※月額の賃金改善額の総額(対象とする職員全体の額)の記載を求める(職員個々人の賃金改善額の記載は求めない)

◎ **交付方法**
対象事業所は都道府県に対して申請し、対象事業所に対して補助金支払(国費10/10、約999,7億円)。

- ◎ **申請・交付スケジュール**
 - ✓ 賃上げ開始月(2・3月)に、その旨の用紙を都道府県に提出
 - ✓ 実際の申請は、都道府県における準備等を勘案し、令和4年4月から受付、6月から補助金を毎月分交付
 - ✓ 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。

【執行のイメージ】



■ 令和4年2・3月（令和3年度中）から実際に賃上げを行っていること

- 今回の措置が、民間部門における春闘に向けた賃上げ議論に先んじて行われるものであること、また、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）における「来年2月から前倒しで実施する」との趣旨を踏まえ、原則として令和4年2月から賃金改善を実施していることを、令和4年4月以降も含めた補助金の取得要件とする。
- ただし、就業規則等の改正が間に合わない場合は、令和4年3月中に、令和4年2月分も含めた賃金改善を行うことでも可とする。
- なお、令和4年2月から賃上げを実施した旨を記載した用紙等を、2月に事業所から都道府県に提出いただくことを想定している。その後、処遇改善計画書を用いて、4月に事業所から都道府県に申請いただく予定。

■ 補助額の2／3以上は介護職員等のベースアップ等の引上げに使用すること

- 「収入を継続的に引き上げるための措置」とするため、補助額の2／3以上をベースアップ等に使用することを要件とする。ベースアップ等の範囲としては、「基本給」のみならず「決まって毎月支払われる手当」による賃金改善も認める。
- また、「介護職員」と「その他の職員」それぞれにおいて、賃金改善額の2／3以上がベースアップ等に充てられている必要がある。
- ただし、令和4年2・3月の引上げについては、就業規則等の改正等も考慮し、一時金等による賃金改善も認める。
- なお、この要件に伴い、処遇改善計画書及び実績報告書において、「月額賃金改善額の総額」を記載することとする。（個々人単位の賃金改善額の記載までを求めるものではない。）

介護職員処遇改善支援補助金 交付率(案)

- 現行の介護職員処遇改善加算等と同様、介護サービス種類ごとに、介護職員数に応じて設定された一律の交付率を介護報酬に乗じる形で各事業者に交付。

サービス区分	交付率
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2.1%
・（介護予防）訪問入浴介護	1.0%
・通所介護 ・地域密着型通所介護	1.0%
・（介護予防）通所リハビリテーション	0.9%
・（介護予防）特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	1.4%
・（介護予防）認知症対応型通所介護	2.1%
・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	1.6%
・（介護予防）認知症対応型共同生活介護	2.0%
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・（介護予防）短期入所生活介護	1.4%
・介護老人保健施設 ・（介護予防）短期入所療養介護（老健）	0.8%
・介護療養型医療施設 ・（介護予防）短期入所療養介護（病院等）	0.5%
・介護医療院 ・（介護予防）短期入所療養介護（医療院）	0.5%

※ （介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援は交付対象外。

※ 現行の処遇改善加算等の単位数は、基本報酬に、処遇改善加算及び特定処遇改善加算以外の加算・減算を加えた単位数に、加算率を乗じて算出。今回は、報酬とは別の補助金のシステムを用いることとしているが、できる限り速やかに事業所へ補助金を交付する観点から、総報酬に上記交付率を乗じることで交付額を算出。（各介護サービス種類ごとの介護職員数に応じて、月額平均9,000円相当の額を交付できるようにしている点は同様。）10月以降の加算率については、引き続き調整・検討予定。